

空港における入国審査時に
自動化ゲートを利用する免税購入対象者の方へ
～ 輸出物品販売場（免税店）を利用する方はご注意ください～

輸出物品販売場（免税店）^{（注1）}では、パスポートを提示^{（注2）}し、「免税購入対象者」であることの確認を受ける必要があります。

空港における入国審査時に自動化ゲートを利用する場合、パスポートに入国の証印が押印されないため、免税店において免税購入対象者であることが確認できない場合があります。

免税店を利用する場合は、自動化ゲートを通過後、税関検査前までに証印が必要な旨を各審査場事務室の職員にお申し出ください。

（注）1 輸出物品販売場とは、空港の出国エリア内にある免税店ではなく、市中にある免税店をいいます。

2 日本国籍を有する方が免税店をご利用する場合は、戸籍の附票の写し又は在留証明も提示する必要があります。なお、在留証明には、電磁的記録で提供されるもの（いわゆる e-証明書）や e-証明書を紙に印刷したものを含みます。

詳細は以下のサイトをご覧ください。

- 輸出物品販売場制度や免税店での手続などについては、次のサイトをご覧ください。
 - 国税庁ホームページ「輸出物品販売場における輸出免税について」
(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm>)
 - 観光庁-消費税免税店サイト「免税購入に関する情報はこちら（旅行者向け）」
(https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/page01_000109.html)
- 自動化ゲートの運用については、次のサイトをご覧ください。
 - 出入国在留管理庁ホームページ「自動化ゲートの運用について（お知らせ）」
(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri01_00111.html)